

府営箕面公園管理業務変更協定書

大阪府（以下「甲」という。）とメイプルハーツ企業共同体（以下「乙」という。）は、令和4年4月1日付で締結した府営箕面公園管理業務協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

記

1. 頭書「6. 指定管理料」にある

「総額 金 580,318,800 円（うち消費税及び地方消費税額 金 52,756,254 円を含む。）」を

「総額 金 580,365,700 円（うち消費税及び地方消費税額 金 52,760,518 円を含む。）」に改める。

2. 前書にある

「大阪府（以下「甲」という。）は、メイプルハーツ企業共同体（以下「乙」という。）と、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第244条の2第3項及び大阪府都市公園条例（昭和32年大阪府条例第30号、以下「条例」という。）第16条並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「令」という。）第158条第1項及び条例第11条の規定に基づき、府営服部緑地（以下「公園」という。）の管理運営及び使用料徴収事務（以下「管理業務」という。）に関する協定を締結する。」を「大阪府（以下「甲」という。）は、メイプルハーツ企業共同体（以下「乙」という。）と、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第244条の2第3項及び大阪府都市公園条例（昭和32年大阪府条例第30号、以下「条例」という。）第16条並びに法第243条の2第1項及び条例第11条の規定に基づき、府営箕面公園（以下「公園」という。）の管理運営及び使用料徴収事務（以下「管理業務」という。）に関する協定を締結する。」に改める。

3. 第13条第1項の中にある

「令和8年度 金 117,418,000 円」を

「令和8年度 金 117,464,900 円」に改める。

4. 第13条第3項の中にある表の令和8年度分を下記の表に差し替える。

【変更前】

令和8年度	請求時期	金額
1回目	令和8年4月末	29,354,500 円
2回目	令和8年7月末	29,354,500 円
3回目	令和8年10月末	29,354,500 円
4回目	令和9年1月末	29,354,500 円

【変更後】

令和 8 年度	請求時期	金額
1 回目	令和 8 年 4 月末	29,366,225 円
2 回目	令和 8 年 7 月末	29,366,225 円
3 回目	令和 8 年 10 月末	29,366,225 円
4 回目	令和 9 年 1 月末	29,366,225 円

5. 委託内容を別紙変更資料（様式第 19 号 府営公園 管理施設 打合せ簿）のとおりに変更する。

6. 前 5 項に定めるほか、原協定に変更はないものとする。

この変更協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を原協定書とともに保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

（甲）大阪府

代表者 大阪府池田市城南 1 丁目 1 番 1 号
大阪府池田土木事務所
所長 木村 佳英

（乙）箕面公園指定管理者

メイプルハーツ企業共同体
代表者 大阪府大阪市中央区久太郎町 1 丁目 6 番 29 号
J R E 堺筋本町スクエア 10 階
（代表法人）
株式会社ハートス
代表取締役 矢野 竜一